

# 県営ほ場整備事業(機構関連型)について

## 1. 目的

農地中間管理機構へ貸し出された農地を対象に、地元負担を求めずに、生産基盤整備を実施することで担い手への農地の集積・集約化を推進するものです。

## 2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、区画整理(暗渠排水を含む)等のハード事業を実施します。
- ② ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

- ① 機構関連事業の5要件
  - ・事業対象農地の全てに、農地中間管理権が設定されていること。
  - ・事業実施面積が10ha(5法指定地域は5ha)以上かつ、各団地での連担化した農地面積が1ha(5法指定地域は0.5ha)以上であること。
  - ・農地中間管理機構の借入期間が15年以上であること。
  - ・全ての農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上の農地を担い手に集団化すること。
  - ・事業完了後5年以内に、事業対象地域の販売額が20%以上または、生産コストを20%以上削減かつ9,600円/60kgを下回ること。
- ② 面積要件
  - ・受益面積の2/3以上は標準区画(30a)にする計画であること。
- ③ 集積要件
  - ・事業実施前の担い手への農地集積率及び農地集約化率がいずれも概ね80%以下であること。
- ④ 担い手要件
  - ・計画における担い手が、認定農業者、認定新規就農者及び市町村基本構想水準到達者のいずれかの要件を満たすこと(耕作者すべてが対象)。
  - ・上記担い手について、市町が定める人・農地プランの中心経営体に位置づけられること。

## 4. 補助率

- ・国62.5%、県27.5%、市町10%、地元負担なし

# 県営ほ場整備事業(経営体育成型)について

## 1. 目的

ほ場整備を契機として、地域農業の中心となる担い手農家を育成するとともに農地集積を推進し、作業の効率化を図り、安定した農業経営体を育成するために実施するものです。

## 2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の区画整理及びイ～オ(区画整理は単独で可)のハード事業を実施します。  
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
  - ・ 受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上(うち区画整理20ha以上)であること。  
(※5法指定地域は20haを10haと読替可)  
(※営農上のまとまりのある一定区域の合計が60ha以上である場合、土地・水のつながりにとらわれずに、一定区域の範囲内で受益地を設定することも可能です。)
  - ・ 受益面積の2/3以上は標準区画(30a)であること。
  - ・ 受益面積の1/4以上は大区画(1ha)にする計画であること。

但し、地形条件等の制約により田差が1m以上となる区域については、1haを50a以上と読替可(別途説明が必要)
- ② 担い手要件
  - ・ 計画における担い手が、事業完了時まで認定農業者等の要件を満たすこと。
  - ・ 事業完了時に次のいずれかを満たす計画であること。
    - a. 認定農業者数の全戸数に占める割合が、関係団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標割合以上になること。
    - b. 認定農業者数が30%以上増加すること。
- ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。
  - ・ 担い手の農地利用集積率(利用集積面積/受益面積)が一定以上増加すること。

40%未満	→ 50%以上へ	55%～90%	→ 5%以上引き上げ
40%～50%	→ 10%以上引き上げ	90%～95%	→ 95%以上
50%～55%	→ 60%以上	95%以上	→ シェア引き上げ

※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

## 4. 補助率

- ・ 国50%(五法指定地域:55%)、県30%

# 県営ほ場整備事業(農業法人育成型)について

## 1. 目的

ほ場整備を契機として、優秀かつ安定した経営者として、意欲をもって農業経営の発展を目指す農業生産法人等を緊急的に育成し、農地の利用集積の推進と農村社会の持続的な発展を図るために実施するものです。

## 2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の区画整理及びイ～オ(区画整理は単独で可)のハード事業を実施します。

ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備

- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。

- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

### ① 面積要件

- ・受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上(うち区画整理20ha以上)であること。

(※5法指定地域は20haを10haと読替可)

(※営農上のまとまりのある一定区域の合計が60ha以上である場合、土地・水のつながりにとらわれずに、一定区域の範囲内で受益地を設定することも可能です。)

- ・受益面積の2/3以上は標準区画(30a)にする計画であること。
- ・受益面積の1/4以上は大区画(1ha)にする計画であること。

但し、地形条件等の制約により田差が1m以上となる区域については、1haを50a以上と読替可(別途説明が必要)

### ② 担い手要件

- ・現在法人がない場合・・・事業完了までに農業生産法人を設立すること。
- ・現在法人がある場合・・・" 特定農業法人を設立すること。
- ・設立される法人等が、事業完了時まで経営所得安定対策加入者となる認定農業者になること。

### ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。

- ・事業完了時において、農業生産法人等の経営等農用地面積割合が50%以上になること。

※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

## 4. 補助率

- ・国50%(五法指定地域:55%)、県30%

# 県営ほ場整備事業(面的集積型)について

## 1. 目的

ほ場整備を契機として、担い手農家による面的な集積(連担化)を進め、作業の効率化を図ると共に、農地の利用集積を推進することにより、安定した農業経営体を育成するために実施するものです。

## 2. 事業内容

① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の区画整理及びイ～オ(区画整理は単独で可)のハード事業を実施します。

ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備

② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。

③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

① 面積要件

・受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上(うち区画整理20ha以上)であること。

(※5法指定地域は20haを10haと読替可)

(※営農上のまとまりのある一定区域の合計が60ha以上である場合、土地・水のつながりにとらわれずに、一定区域の範囲内で受益地を設定することも可能です。)

・受益面積の2/3以上は標準区画(30a)にする計画であること。

・受益面積の1/4以上は大区画(1ha)にする計画であること。

但し、地形条件等の制約により田差が1m以上となる区域については、1haを50a以上と読替可(別途説明が必要)

② 担い手要件

・計画における担い手が、認定農業者等の要件を満たすこと。

③ 集積要件・・・事業完了時において、以下の全てを達成すること。

・担い手の農地利用集積率(利用集積面積/受益面積)が50%以上になること。

・担い手の面的集積率(同作物で1ha以上の連担化面積の割合)が一定以上増加すること。

23%未満 → 30%以上へ                      38.5%～63% → 3.5%以上引き上げ

23%～35% → 7%以上引き上げ              63%～66.5% → 66.5%以上

35%～38.5% → 42%以上                      66.5%以上 → シェア引き上げ

※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

## 4. 補助率

・国50%(五法指定地域:55%)、県30%

# 県営ほ場整備事業(耕作放棄地防止型)について

## 1. 目的

ほ場整備を契機として、生産条件の不利な中山間地域において、畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理と生産基盤整備等の一体的整備を行うとともに、地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的で安定した農業構造の確立に資するものです。

## 2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の区画整理及びイ～オ(区画整理は単独で可)のハード事業を実施します。  
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
  - ・ 受益面積(=事業実施後の農地面積)が10ha以上であること。
- ※ うち、区画整理(換地伴う)の受益面積が10ha以上  
または区画整理(換地を伴わずとも可)を含む2工種以上の受益面積の合計が10ha以上
- ② 担い手要件
  - ・ 「経営体育成型」、「農業法人育成型」、「面的集積型」のいずれかの要件を満たすこと。
- ③ 集積要件
  - ・ 「経営体育成型」、「農業法人育成型」、「面的集積型」のいずれかの要件を満たすこと。
- ※ 各工種ごとの担い手集積率が50%以上となること。(畦倒しは担い手の営農地のみ対象のため100%)
- ※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること
- ④ 地域要件等
  - ・ 中山間地域の3法(山振、過疎、特定農山村)のいずれかに指定されている地域であること。

## 4. 補助率

- ・ 国55%、県30%

# 県営ほ場整備事業(耕作放棄地解消型)について

## 1. 目的

ほ場整備を契機として、耕作放棄地となっている農地を再生し耕作放棄地を解消することにより、担い手への農地の利用集積を促進し、農村社会の持続的な発展を図るために実施するものです。

## 2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の区画整理及びイ～カ(区画整理は単独で可)のハード事業を実施します。  
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備 カ 農用地造成
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

## 3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
    - ・ 受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上であること。  
(※営農上のまとまりのある一定区域の合計が60ha以上である場合、土地・水のつながりにとらわれずに、一定区域の範囲内で受益地を設定することも可能です。)
    - ・ 受益面積に占める実施前の耕作放棄地が6%以上であること。
  - ② 担い手要件
    - ・ 計画における担い手が、事業完了時までに認定農業者等の要件を満たすこと。
  - ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下の全てを達成すること
    - ・ 受益面積に占める担い手への農地利用集積が50%以上となること
    - ・ 5/6無利子融資事業を実施する場合は、担い手に利用集積される耕作放棄地が受益面積の6%以上となること。
- ※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

## 4. 補助率

- ・ 国50%(五法指定地域:55%)、県30%